

教職課程について

免許法施行規則に定める科目区分		授 業 科 目	単 位			備 考
			必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	英 語 学	英語学 a	●	2		「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目 25 単位および選択必修科目 4 単位、合計 29 単位を修得すること。「異文化理解」科目は包括的な内容を含んでいるため選択必修科目となる。6 科目の中から 2 科目 4 単位以上を選択すること。
		英語学 b	●	2		
	英語音声学・音韻論 a			2		
	英語音声学・音韻論 b			2		
	英語史 a			2		
英語史 b			2			
英 語 文 学	アメリカ文学 a	●	2		「アメリカ文化論 a」 「アメリカ文化論 b」 または 「イギリス文化論 a」 「イギリス文化論 b」 または 「American Government a」 「American Government b」 の組み合わせから、 2 科目 4 単位以上を 修得すること。	
	アメリカ文学 b	●	2			
イギリス文学 a	●	2				
イギリス文学 b	●	2				
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	Oral Communication I - a	●	1			
	Oral Communication I - b	●	1			
	Oral Communication II - a	●	1			
	Oral Communication II - b	●	1			
	Content-based English a	●	1			
Screen English a			2			
Screen English b			2			
Conference English			2			
異 文 化 理 解	アメリカ文化論 a	★		2		
	アメリカ文化論 b	★		2		
	イギリス文化論 a	★		2		
	イギリス文化論 b	★		2		
	American Government a	★		2		
American Government b	★		2			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に関する科目						
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		英語科教育法 I	●	2		
		英語科教育法 II	●	2		
		英語科教育法 III	●	2		
		英語科教育法 IV	●	2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	●	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。)	教職論（チーム学校への対応を含む。)	●	2		
	教育に関する社会的、制約的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政学 （地域連携と学校安全を含む。)	●	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	●	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	●	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	●	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	●	2		
	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法 （総合的な学習の時間を含む。)	●	2		
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法及び技術	●	2		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論（進路指導を含む。)	●	2	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法を含む	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談（カウンセリングを含む。)	●	2			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習の指導	●	1		
		教育実習 I	●	2		
		教育実習 II	●	2		
学校体験活動	学校インターンシップ			単位付与あり (体験条件があります)	別ページ参照	
教職実践演習	教職実践演習（中・高）	●	2			
大学が独自に定める科目		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて中 4 単位以上を修得、高 12 単位以上修得すること。				

- 注 1) 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」「各教科の指導法」は卒業に必要な単位には含めることはできない。
- 注 2) 「英語科教育法 I～IV」は 3～4 年次に開講されますが、この 3 科目については 1～2 年次の間に実用英語技能検定 2 級以上（高校 3 年次～大学 2 年次）の英語力、又は TOEIC（学内 IP 含む）で 550 点以上を取得した実績がなければ履修出来ません。実用英語技能検定準 1 級以上を取得した場合、1 年次から履修することができます。なお、この科目については I～IV の順で履修すること。
- 注 3) 「教育実習 II」は本学の教職課程履修においては「中免のみ・高免のみ取得」は原則認めていないため、必修科目の扱いとする。